

2013年9月から



《あいぷらす》満18歳以降にご加入いただけるプランについて

今よりも生命保障を
手厚くできます!

その1 《あいぷらす》生命保障の加入限度額を3,000万円に増額

満18歳から満60歳の生命保障の加入限度額を2,000万円から3,000万円に増額します(加入限度額には、すでにご加入の同一被共済者の《あいぷらす》の契約すべてを含みます)。これに伴い、新たに加入できるプランとして、**生命3,000万円と生命2,500万円を新設**しました。

その2 新しいがんの特約「がん治療共済金付がん特約(新がん特約)」が誕生

がん治療にもっとお役立ちできるように、一時金のお支払いをより充実させました。

●がん治療共済金付がん特約(新がん特約)の保障内容

加入年齢	満18歳から満60歳		満60歳から満70歳
いずれか1つ お選びいただけます。	がん治療共済金100万円	がん治療共済金200万円	がん治療共済金50万円
がん治療共済金 (2年に1回を限度として何度でも)*1	100万円	200万円	50万円
がん入院共済金 (1日目からの支払い、日数無制限)	日額10,000円		日額5,000円
がん手術共済金 (コープ共済連の定める 支払対象手術を受けた場合)	手術の内容により金額が変わります 10・20・40万円		手術の内容により金額が変わります 5・10・20万円
がん退院共済金*2	10万円		5万円
がん通院共済金*3	日額5,000円		日額2,500円

がん治療共済金の
お役立ちポイント

●上皮内新生物も悪性新生物も
同額のお支払い

●回数制限なし
(ただし2年に1回が限度。2回目以降は
がんによる入院があった場合にお支払い)



●2013年9月1日以前に発効した「がん特約」とは異なります。重複して加入することはできません。

●新がん特約で保障する病気は、医師により病理組織学的所見で診断確定された「悪性新生物」および「上皮内新生物」に限ります。

*1 1回目は、がんと診断確定した場合に支払います。2回目は、がんと診断確定された日から2年経過以降にがんによる入院をした場合に支払います。支払回数に制限はありません。

*2 20日以上連続した入院をして無事退院した場合。退院後180日以内の再入院にはがん退院共済金はお支払いしません。

*3 5日以上連続した入院の退院後180日以内の通院。1入院につき30日分まで。全共済期間(契約を更新・更改した場合を含みます)通算して1,000日が限度です。

◆すでにがん特約にご加入の方が新がん特約に変更する場合は更改手続きが必要です。



ご注意

改定前にご加入いただいたご契約の保障内容は、**自動的には変わりません。**
改定後の保障内容に変更をご希望される場合は、**更改手続き***が必要です。

*更改手続きとは… 現在ご加入の保障を一度終了し、新たに契約をすることです。保障内容を増額する場合や改定前のがん特約から新がん特約に変更する場合には、**告知事項にお答えいただき、該当しない場合に手続きできます**(告知事項についての回答に誤りがあった場合は、共済金をお支払いできず共済掛金のお返しもなく契約が終了になることがありますので、ご注意ください)。また、**掛金は更改後の契約の発効日時点の年齢の金額になり更改契約の発効日より10年間の保障を開始します。**

商品改定のお知らせ

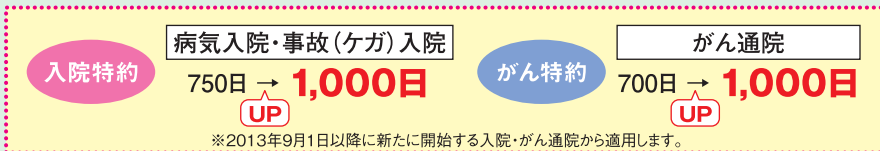


その3 共済掛金を改定 (すでにご加入の方の共済掛金は満期まで変更ありません)

共済掛金の見直しを行いました。2013年9月2日以降に発効する契約から共済掛金を変更します。

その4 入院共済金・がん通院共済金の支払限度日数を1,000日に拡大

《あいふらす》の入院特約における「病気入院・事故(ケガ)入院」および、がん特約における「がん通院共済金」の通算支払限度日数が1,000日に拡大します。



満60歳以降にご加入いただけるプランについて

満60歳以降にご加入いただけるプランについては、以下3つの改定もありますのでご一読ください。

その1 満60歳から満70歳時に加入できる新しいプランを追加

より充実した入院保障を選択いただけるように、入院日額5,000円、10,000円のプランを追加しました。

その2 満70歳で契約する《あいふらす》の共済期間の延長(10年→15年) (すでにご加入の方の共済期間は満期まで変更ありません)

2013年9月2日以降に発効する契約から、満70歳での契約は共済期間が15年になりますので、満80歳での更新手続きが不要になります。なお、すでに満70歳を迎え共済期間10年の契約をいただいている方は、満80歳で共済期間5年の契約に更新していただくことで、満85歳まで保障を継続いただけます。

その3 一時払による払込方法の廃止 (すでにご加入の方の払込方法は満期まで変更ありません)

満60歳から満70歳の場合、払込方法として用意していた「一時払」を廃止します。すでにご加入いただいている契約が満期を迎えた場合についても、更新後の契約を一時払でお申し込みいただくことはできませんのでご注意ください。



個人賠償責任保険は、CO・OP共済《たすけあい》と同時に任意でご加入いただける商品です。

個人賠償責任保険の改定 ~被保険者の範囲を変更します~

「同居の親族」「別居の未婚の子」については、生計を共にする場合のみ保障の対象としていましたが、2013年10月1日午後4時以降に発生した事故より、生計を共にしない場合でも保障の対象になります。



CO・OP共済 共通

CO-OP共済
たすけあいCO-OP共済
あいぶらすCO-OP共済
ずっとあい
終身生命・終身医療

その1 共済契約者の年齢を満20歳からに変更（満18歳（発効日時点）→満20歳（申込日時点））

CO・OP共済の契約者となれる年齢を、満20歳以上（申込日時点）とします。お子様を被共済者としてご契約している場合などは、被共済者が満20歳になられたら、契約者を被共済者ご本人に変更していただくことをおすすめします。

※現在、ご契約者が満19歳以下の契約についてはそのままご継続いただけます。

その2 手術共済金の支払方法の見直し

悪性新生物に対する内視鏡での手術の倍率を20・40倍から10倍に変更

悪性新生物に対する内視鏡での手術については、内視鏡による手術として10倍での支払いとなります。

※《たすけあい》は2013年9月1日以降実施する手術より、《あいぶらす》《ずっとあい》は2013年9月2日以降発効する契約より変更します。

その3 指定代理請求人制度（代理人による共済金請求手続制度）の導入・死亡共済金受取人の指定範囲変更

(1) 指定代理請求人制度

共済契約者が意思表示を行えない場合（深昏睡状態など）に、あらかじめ契約者が指定した「指定代理請求人」が、契約者に代わって共済金の請求手続を行える制度を導入します。原則として契約者の配偶者、契約者（または契約者の配偶者）の3親等以内の親族から、お一人指定することができます。

※すでに「《あいぶらす》がん特約指定代理請求人」をご指定されている場合は、自動的に新しい「指定代理請求人」へ変更しますので、お手続きは不要です。

(2) 死亡共済金受取人の指定範囲変更

ご親族がいらっしゃらない場合でも、一定の条件を満たせば死亡共済金受取人を指定することができます。

※ご指定のご希望がございましたら、ご加入の生協へご連絡ください。

その4 《たすけあい》65歳満期後、満85歳まで20年間保障を継続

《たすけあい》にご加入し、65歳で満期を迎えた後にご継続いただける商品（《あいぶらす》ゴールド85）の共済期間を「20年」に変更し、1型の新たな募集（移行含む）は停止しました。満65歳で手続きをしていただくことで、その後、手続きなしで満85歳まで継続いただけます。

※すでに満65歳で共済期間15年の契約をしていたりの方は、満80歳で共済期間5年の契約に更新手続きをしていただくことで、満85歳まで保障を継続いただけます。

※上記変更に合わせて、更改の取り扱いを廃止しました。掛金の払い込みが難しい場合は、一部解約ができます。

その5 悪性新生物とみなす病気の追加

以下の病気を、加入申込みや共済金支払の際、悪性新生物として取り扱います。

- 真正赤血球増加症（多血症）
- 骨髄異形成症候群
- 慢性骨髄増殖性疾患
- 本態性（出血性）血小板血症

2012年度CO・OP共済の事業概況



コープ共済連の2012年度(2012年3月21日～2013年3月20日)決算が確定しましたのでご報告いたします。

CO・OP共済*の加入者数・支払件数

	《たすけあい》	《あいぶらす》	《ずっとあい》
加入者数	593万人	144万人	15万人
共済金支払件数	115万件	11万件	0.8万件

*《たすけあい》、《あいぶらす》、《ずっとあい》の加入者数を表示しています。《火災共済》、《あいあい》、《新あいあい》は受託商品であるため反映させていません。

コープ共済連の資産と負債・純資産の概況 (2013年3月20日現在)

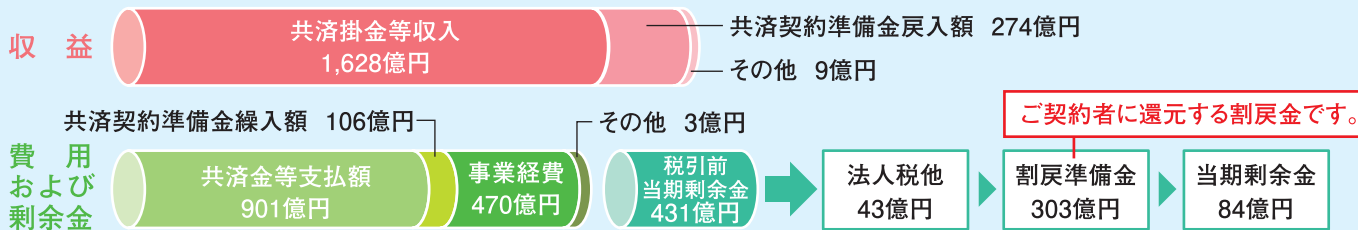
(資産の部)		(負債の部)	
現金預金	753	共済契約準備金*	1,449
金銭信託	105	その他	152
有価証券	1,272	負債合計	1,602
業務用固定資産	165	(純資産の部)	
その他	197	出資金	633
資産合計	2,494	剰余金	249
		(当期末処分剰余金)	(92)
		その他	8
		純資産合計	891
		負債・純資産合計	2,494

単位:億円(億円未満切捨て)

*共済契約準備金とは、共済契約に伴って発生する将来の支払いのための準備金のこと、負債となります。

CO・OP共済の収益と費用および剰余金の概況

(2012年3月21日～2013年3月20日) (億円未満切捨て)



割戻金について

CO・OP共済では毎年3月20日に決算を行い、剰余金の一部をご契約者に割戻金として還元させていただいています。

※対象となるのは2012年3月～2013年2月までの掛金です。

商品	ご案内事項
《たすけあい》	【2013年3月31日時点で有効な契約が対象となります】 ●ご加入のコースごとの割戻率で割り当てます。 ●支払方法は生協によって異なります。
《あいぶらす》	【2013年3月20日時点で有効な契約が対象となります】 ●満期等の契約終了日まで利息をつけてお預かりいたします(「据置割戻金」といいます)。共済期間中に「据置割戻金」の払い戻しを請求することも可能です。
《ずっとあい》	●《ずっとあい》は、新設間もない商品であり剰余金がマイナスとなったため、2012年度決算に基づく割戻金はございません。

*組合員共済「ふれあい」は2013年3月31日時点で有効な契約に対し、掛金登録口座へお支払いします。

コープ共済連の支払余力比率

下記比率は、通常の予測を超えたリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する指標のひとつです。

(2012年度)

支払余力比率
1182.3%

※コープ共済連では厚生労働省が定めている「消費生活協同組合法施行規則」に基づいて算出しています。そのため、生命保険会社、損害保険会社のソルベンシー・マージン比率とは単純に比較はできません。厚生労働省によれば、左記比率は、200%以上必要とされています。

支払余力総額	リスクの合計額
137,799	23,310

(単位:百万円、百万円未満四捨五入)